新旧対照表

岡山県農業経営改善促進資金利子助成金交付要綱（平成１５年３月１７日付け組第　６１１号農林水産部長通知）の一部を次の新旧対照表のとおり改正し、令和３年４月１日から適用する。

改　　正　　後	現　　行
岡山県農業経営改善促進資金利子助成金交付要綱 農　林　水　産　部　長　通　知 制　　定　平成15年３月17日付け　組第 611号 最終改正　令和３年４月１日付け組　第　69号 （趣　旨） 第１条　知事は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成６年６月29日付け６農経Ａ第665号農林水産事務次官依命通知）第６の２に規定する農業経営改善促進資金の融通に必要な基金（以下「県低利預託基金」という。）を造成するため、岡山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成６年10月18日付け農経第725号知事通知）第６の２の(1)に基づき岡山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が借り入れた資金に対し、利子助成金を交付するものとし、この交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及びこの要綱の定めるところによる。 第２条　～　第９条　（略） 様式第１号 農業経営改善促進資金利子助成契約書 （略） （削る）　年　月　日 甲　岡山市北区内山下二丁目４番６号 岡山県 岡山県知事　　印 乙　岡山市北区磨屋町９番１８－４０１号 岡山県農業信用基金協会 会長理事　　印 様式第２号 番　　号 （削る）　年　月　日 岡山県知事　　殿 岡山市北区磨屋町九番１８－１０１号 岡山県農業信用基金協会 会長理事　　（削る） （削る）　年度利子助成金交付申請書 （削る）　年４月１日から（削る）　年３月31日において農業経営改善促進資金の融通に必要な県低利預託基金を造成するために借入れた資金に係る利子助成金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第４条の規定により関係書類を添えて申請します。 （略） 様式第３号　（略）	**岡山県農業経営改善促進資金利子助成金交付要綱** 農　林　水　産　部　長　通　知 制　　定　平成15年３月17日付け　組第 611号 （趣　旨） 第１条　知事は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成６年６月29日付け６農経Ａ第665号農林水産事務次官依命通知）第６の２に規定する農業経営改善促進資金の融通に必要な基金（以下「県低利預託基金」という。）を造成するため、岡山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成６年10月18日付け農経第725号知事通知）第６の２の(1)に基づき岡山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が借り入れた資金に対し、利子助成金を交付するものとし、この交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）、昭和41年岡山県告示第513号（補助金等の名称等）及びこの要綱の定めるところによる。 第２条　～　第９条　（略） 様式第１号 農業経営改善促進資金利子助成契約書 （略） 平成　年　月　日 甲　岡山市内山下二丁目４番６号 岡山県 岡山県知事　　印 乙　岡山市磨屋町９番１８－４０１号 岡山県農業信用基金協会 会長理事　　印 様式第２号 番　　号 平成　年　月　日 岡山県知事　　殿 岡山市磨屋町九番１８－１０１号 岡山県農業信用基金協会 会長理事　　印 平成　年度利子助成金交付申請書 平成　年４月１日から平成　年３月31日において農業経営改善促進資金の融通に必要な県低利預託基金を造成するために借入れた資金に係る利子助成金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第４条の規定により関係書類を添えて申請します。 （略） 様式第３号　（略）

附　則（令和３年４月１日付け組第69号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。